資料　３

○中国地方地域公共交通活性化・再生総合事業第三者評価委員会設置要綱

（設置）

第１条　地域公共交通活性化・再生総合事業実施要領（平成２０年２月２９日国総計第１０１号）に基づき、中国地方地域公共交通活性化・再生総合事業第三者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

（目的）

第２条　評価委員会は、法定協議会が実施する地域公共交通活性化・再生総合事業の実施状況について確認、評価等を行うことにより、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫が、より効率的かつ効果的に推進されることを目的とする。

（組織）

第３条　評価委員会は、別紙に掲げる者で組織する。

（委員長）

第４条　評価委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、評価委員会を招集し、その議長となる。

（庶務）

第５条　評価委員会の庶務は、中国運輸局企画観光部交通企画課において処理する。

（雑則）

第６条　この設置要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

この設置要綱は、平成２１年２月１８日から運用する。

別紙

中国地方地域公共交通活性化・再生総合事業第三者評価委員会　構成員名簿

（委　員）

委員区分	氏名（敬称略）	所属・職名
学識経験者	藤原　章正	広島大学大学院国際協力研究科教授
	加藤　博和	米子工業高等専門学校専任講師
中国運輸局	川田　貢	企画観光部長
	若村　久信	鉄道部長
	槇田　繁	自動車交通部長
	砂子　満	海事振興部長